

規約

第1条（名称）

本会は、「大宮フェス実行委員会」（以下、実行委員会という）と称する。

第2条（目的）

実行委員会は、四条大宮地域の「誰もが楽しめる音楽・アート・パフォーマンス・飲食等のお祭り」を開催することにより、「地域からの芸術文化・地域資源の発信」を実現し、もって地域文化の発展、地域の商業活性化に寄与することを目的とする。

第3条（事業）

実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 「大宮グッドフェスティバル」の企画及び開催運営に関すること
- (2) その他地域イベントの企画及び開催運営に関すること

第4条（構成）

実行委員会は、目的に賛同する個人により構成される。

第5条（役員）

実行委員会に、次の役員をおく。

代表1名、副代表1名、会計1名。

第6条（職務）

- 1 代表は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 代表は、実行委員会の事務を統括する。
- 4 会計は、実行委員会の経理を担当する。

第7条（会議）

- 1 委員会の会議は代表が招集する。
- 2 委員会の議長は代表をもって充てる。
- 3 委員会の議事は出席委員の過半数で決する。

第8条（会計年度）

実行委員会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第9条（解散）

実行委員会は、第2条の目的が達成されたときに解散する。ただし、補助等を受けた場合において書類保存年限等の条件を付された場合は、この期間が経過した後に解散するものとする。

附則

この規約は、2014年4月1日から施行する。